

四日市市告示第138号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、博物館における歳入金の収納事務を次のように委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智広

1 委託する事務

四日市市立博物館の物品売払収入

2 委託を受ける者

株式会社 東京美術

一般財団法人 歴史民俗博物館振興会

(教育委員会 博物館)